

南風原中学校「いじめ防止基本方針」

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校ではすべての生徒が安心して学習しその他の活動に取り組むことができるように、また、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深め、学校の内外を問わずいじめが行われなくなることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等との一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は組織で行い、常にいじめられた生徒の立場に立つことが重要である。

この際、いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、行為が起こったときのいじめられた生徒本人や周辺の状況等を客観的に判断しながらも、本人がそれを不定することが多々あることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなど、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないように努めることが必要である。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものが考えられる。

冷やかす、からかい、悪口、落書き、物壊し、無視、陰口、脅し、たかり、仲間はずれ、嫌がらせ、暴力、使い走り、インターネット、SNS上での誹謗中傷等。

3 いじめ防止対策のための組織

(1) 名称

いじめ対策委員会

(2) 構成員

〔基本〕 校長 教頭 主幹教諭 生徒指導主任 各学年生徒指導係 教育相談担当 養護教諭
SC SSW

〔拡大〕 ※必要に応じ、以下のメンバーを加える。

学級担任 学年主任 教務主任 PTA会長 学校評議員 町教育委員会指導主事

(3) 開催について

生徒指導委員会を月1回程度（第4週目）、いじめ対策委員会に置き換え、必要に応じて臨時開催する。

(4) 役割

- ① いじめ防止基本方針の策定
- ② いじめ防止基本方針の校内外への周知
- ③ いじめ防止にかかる年間指導計画の作成及び全体指導（ガイダンス）の実施
- ④ いじめ防止に関する職員向け研修会の企画立案
- ⑤ いじめの未然防止及び早期発見の取り組み
- ⑥ いじめに関するアンケートの実施と結果報告
- ⑦ いじめの認定
- ⑧ いじめ認知後の事実関係の調査と把握
- ⑨ 被害者、加害者への具体的な指導方針の決定
- ⑩ 保護者や関係機関と連携をとりながらいじめの解決指導
- ⑪ 事態収束までの継続指導・経過観察
- ⑫ 取り組みの評価と改善

4 「いじめの防止」について

いじめはどの生徒にも起こりうる。どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、すべての生徒を対象に学校における教育活動全体を通していじめの未然防止に取り組む。
自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てるとともに確かな学力を身につけさせるようにする。

- (1) 生徒一人一人の個性を伸ばし、自信を持たせる指導を行う。
- (2) 各教科や学校教育全体でコミュニケーション能力を育む教育の充実を図り、他者と円滑に関わることができる力を育む。
- (3) 特別活動や道徳教育を充実させ、規範意識を高め、集団での望ましい人間関係づくり、お互いを認めあえる集団づくりを図る。
- (4) 教職員の何気ない言動が生徒を傷つけ結果として、いじめを助長してしまう場合があることを理解する。また、教職員の何気ない声かけが「認められた」という自己有用感につながり、生徒を大きく変容させることもあることを理解する。
- (5) 自己有用感を育む取り組みとして、授業や行事において生徒を認める声かけを多くする。そのために生徒の様子をしっかりと観察し、声をかけるタイミングを見逃さないようにする。
- (6) 規律正しい態度で授業に参加させ、挨拶、返事、話を聞くときの姿勢、黙想指導の充実を図る。
- (7) 教職員がお互いの授業を参観し合い、意見交換をして分かりやすい授業づくりを進める。
- (8) 定期教育相談期間を利用して、生徒同士の人間関係の実態把握に努める。
- (9) 情報モラル教育の充実を図る。
- (10) いじめ防止等の校内研修を企画・実施する。校内研修では、自校の「いじめ防止基本方針」を全職員で共有し、いじめ防止策を徹底する。

5 「いじめの早期発見」について

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめの拡大を恐れて訴えることができなかつたり、自分の思いをうまく伝えることができない場合がある。そのため、教職員は日頃から生徒の言動をよく観察し、いじめのサインを見逃さないようにするとともに教職員同士の情報を交換し、生徒への理解を共有するように努める。

- (1) 生徒のサインからいじめを早期発見する。
遅刻、欠席が多い。保健室によくいく。体調不良を訴える。表情が暗い。無視される。からかわれる。
- (2) 定期的なアンケートを毎月1回実施する。
- (3) 定期教育相談の充実
定期的に教育相談旬間を設定するほか、日頃から生徒が自分から相談できる雰囲気をつくる。
- (4) 家庭や地域、生徒からの情報からいじめを早期発見する。
日頃から家庭や地域、生徒と良好な関係を築き、情報を得られやすい体制をつくる。些細な情報であってもきちんと対応し、担任だけでなく学年として情報を共有する。

6 「いじめに対する措置」について

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが再発防止につながる。いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的指導を行う。

- (1) いじめの疑いがある場合は些細な兆候であっても早い段階からの的確に関わる。
遊びや悪ふざけなどで、いじめと疑われる行為を発見した場合はその場で行為を止めたり、注意・指導を行う。
- (2) いじめを発見した場合は速やかにその行為をやめさせるとともに、事実を確認しいじめ対策委員会を開催する。発見者は事実を一人で抱え込まず、生徒指導主任や学年主任等に報告し情報を共有して組織として指導にあたる。

- (3) いじめを受けた生徒には、学校全体で心配や不安を取り除き安心して教育を受けられるように支援する。保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずるなど、家族や友人、スクールカウンセラーとも連携し心身のケアを行う。
- (4) いじめを行った生徒にはいじめは決して許されない行為であるという毅然とした態度で指導を行う。いじめた生徒が抱える問題などいじめの背景にも目を向け当該生徒の健全な人格発達に配慮した指導を行う。
- (5) いじめを見ていたり、見て見ぬふりをしていたりした生徒に対しても、自分自身の問題として捉えさせる。
- (6) ネット上でいじめにつながる不適切な書き込みや投稿があった場合、問題の箇所を確認し、いじめ対策委員会で対応を協議する。
- (7) いじめを受けた生徒の保護者といじめを行った生徒の保護者に事実関係を丁寧に報告して、解決のために連携して対応する。
- (8) いじめにより心身や財産に重大な被害が生じるおそれのあるときや犯罪行為と認められる場合は警察や関係機関と連携して対応する。

7 重大事態への対処

- (1) 重大事態とは次の①、②の場合をいう。
 - ① いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害を生じた疑いがあると認めるとき。
重大な被害とは「生徒が自殺を企図した場合」、「身体に重大な傷害を負った場合」、「金品等に重大な被害を被った場合」、「精神性の疾患を発症した場合」等をいう。
 - ② いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
相当の期間とは「不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席している場合には、上記の目安にかかわらず、学校の判断により迅速に調査に着手する」
- (2) 重大な事態が発生した場合は次の①～⑤の対処を行う。
 - ① 重大事態が発生した旨を南風原町教育委員会に速やかに報告する。
 - ② 教育委員会と協議の上、いじめ対策委員会を中心とした当該事案に対処する組織を設置する。
 - ③ 当該組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を行う。
 - ④ 調査の結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
 - ⑤ 犯罪行為と認められるいじめは被害者の意向に配慮しながら警察や関係機関と連携して対応する。

(3) 重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報があつた場合

- ① 「いじめ対策委員会」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。
- ② いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会へ報告する。

重大事態が発生した場合

- 教育委員会に重大事態の発生を報告する
(教育委員会から地方公共団体の長等に報告する)

重大事態

- ※ 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」がある。(児童生徒が自殺を企図した場合等)
- ※ 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」がある。
(年間30日以上欠席、又は一定期間連続して欠席している)
- ※ 「生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があつたとき」

- 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断する

重大事態の調査主体を学校とした場合

教育委員会の指導・支援のもと、以下のような対応にあたる。

- 学校の下に、重大事態の調査組織を設置する

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。
- ※ 「いじめ対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考える。

- 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ※ たとえ調査主体に不都合があつたとしても、事実しつかりと向き合う。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

- いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供(適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい)する。
- ※ 関係者の個人情報に十分に配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがないようにする。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置をとる。

- 調査結果を教育委員会に報告する(※設置者から地方公共団体の長等に報告する)

- ※ いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

- 調査結果を踏まえて必要な措置をとる

重大事態の調査主体を教育委員会とした場合

- 教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する

8 年間計画

1 学期の計画				
月	防止対策	早期発見の取り組み	会議・評価等	主な学校行事
4 月	○生徒の情報，資料の収集と把握。 ○規律の徹底 ○学級・学年づくり ○人間関係づくり ○年間の生活目標確認 ○学校生活心得の読み合わせ ○いじめについての確認	○生徒の情報，資料収集と把握 ○生徒への相談窓口の周知 ○定期アンケート実施	○いじめ対策委員会 ・指導方針の確認 ・年間計画の確認 ・前年度の課題等の確認 ○職員会議における「いじめ防止基本方針」の確認 ○「いじめ防止基本方針」の HP 更新	○赴任式・始業式 ○入学式 ○生徒会入会式 ○部活動紹介 ○部活動総会 ○PTA 総会 ○学級 P T A
5 月	○学級・学年づくり ○人間関係づくり ○規律の徹底 - あいさつ，言葉遣い，身なり，授業態度，置き本，黙想など ○平和集会への取り組み ○人権教育と道徳心の向上 ○定期教育相談の実施	○教育相談旬間を通して情報の収集 ○定期アンケート実施 ○定期教育相談の実施 ○Q U テスト	○いじめ対策委員会 ・状況報告 ・学校生活アンケートの分析と認定	○学校公開日 ○夏季大会(先行開催) ○校内スポーツ大会
6 月	○地区夏季大会の取組み ○部活動の活性化 ○人間関係づくり ○居場所づくり ○自己有用感の向上 ○生徒会活動の活性化 ○定期テストに向けての取組み（補習など）	○定期アンケート実施	○いじめ対策委員会 ・状況報告 ・学校生活アンケートの分析と認定	○定期教育相談 ○地区夏季大会 ○生徒総会 ○定期テスト ○平和集会 ○家庭訪問
7 月	○学級・学年づくり ○人間関係づくり ○1 学期反省・振り返り	○定期アンケート実施	○いじめ対策委員会 ・状況報告 ・学校生活アンケートの分析と認定 ○取組み評価アンケートの実施	○1 学期終業式 ○県中体連夏季大会 ○三者面談 ○夏季講習
8 月	○生徒会活動の活性化 - スキルアップ研修など		○いじめ対策委員会 - 取組み評価アンケートの分析 ○いじめに関する職員研修の計画と実施（1 学期の評価を含む）	○スキルアップ研修 ○夏季校内研修 ○実力テスト（3 年） ○2 学期始業式

2 学期の計画				
月	防止対策	早期発見の取り組み	会議・評価等	主な学校行事
9 月	○年間の生活目標の再確認 ○規律の徹底 ○地区陸上への取り組み ○人間関係づくり ○自己有用感の向上 ○居場所づくり ○定期教育相談の実施	○定期アンケート実施 ○定期教育相談の実施 ○教育相談旬間を通して情報の収集	○いじめ対策委員会 ・ 1 学期の課題確認 ・ 2 学期の活動確認 ・ 学校生活アンケートの分析と認定	○スキルアップ研修報告会 ○定期教育相談 ○地区陸上大会
10 月	○人間関係づくり ○自己有用感の向上 ○居場所づくり ○中間テストに向けての取り組み（補習など） ○合唱コンクールへの取り組み ○学級・学年づくり ○人間関係づくり ○学力強化月間の取り組み基礎学力の強化 ○地区駅伝大会の取り組み	○定期アンケート実施	○いじめ対策委員会 ・ 状況報告 ・ 学校生活アンケートの分析と認定	○県陸上競技大会 ○学力強化月間 ○学力調査（中 3） ○合唱コンクール ○地区駅伝競走大会
11 月	○人間関係づくり ○自己有用感の向上 ○居場所づくり ○修学旅行の取り組み（3 学年） ○学年・学級づくり ○人間関係づくり ○居場所づくり ○職業人講話の取り組み（2 学年） ○社会見学の取り組み（1 学年） ○定期テストに向けての取り組み（補習など）	○定期アンケート実施 ○Q U テスト	○いじめ対策委員会 ・ 状況報告 ・ 学校生活アンケートの分析と認定	○学力強化月間 ○修学旅行（3 年） ○職業人講話（2 年） ○社会見学（1 年） ○地区中文祭 ○県駅伝大会 ○避難訓練 ○定期テスト ○進路講演会 ○地区音楽発表会
12 月	○生徒会役員選挙の取り組み ○生徒会活動の活性化 ○2 学期の反省・振り返り ○規律の徹底 ○三者面談の実施	○定期アンケート実施 ○三者面談で保護者からの情報収集と家庭との連携	○取り組み評価アンケート実施 ○いじめ対策委員会 ・ 状況報告 ・ 学校生活アンケートの分析と認定 ・ 取組評価アンケートの分析 ○いじめに関する職員研修の実施（※ 2 学期の評価）	○生徒会役員選挙 ○教育の日 ○三者面談 ○地区新人大会 ○県中文祭 ○2 学期終業式

3 学期の計画				
月	防止対策	早期発見の取り組み	会議・評価等	主な学校行事
1 月	○年間の生活目標再確認 ○規律の徹底 ○総合テストの取組み（3 学年） ○地区新人大会の取組み ○部活動の活性化 ○人間関係づくり ○居場所づくり ○自己有用感の向上	○定期アンケート実施 ○教育相談旬間を通して情報の収集 ○三者面談で保護者からの情報収集と家庭との連携（3 学年）	○いじめ対策委員会 ・2 学期の課題確認 ・3 学期の活動確認 ・学校生活アンケートの分析と認定	○3 学期始業式 ○総合テスト ○定期教育相談 ○地区新人大会 ○進路決定面談（3 年）
2 月	○新入生オリエンテーションへの取組み ○規律の徹底 ○定期テストの取組み ○高校入試に向けて取組み（補習など） ○卒業式への取組み ○規律の徹底	○定期アンケートの実施	○いじめ対策委員会 ・状況報告 ・学校生活アンケートの分析と認定	○県立高校願書受付 ○新入生オリエンテーション ○定期テスト ○模擬テスト（3 年） ○県学力到達度調査
3 月	○卒業式への取組み ○規律の徹底 ○1 年の反省・進級・卒業に向けて	○定期アンケートの実施	○取組み評価アンケートの実施 ○いじめ対策委員会 ・状況報告 ・学校生活アンケートの分析と認定 ・3 学期の課題確認 ・次年度の課題確認 ○いじめに関する職員研修の実施（1 年の評価）	○県立高校入試 ○卒業式 ○合格発表 ○修了式 ○離任式

9 取り組み状況の把握と検証

いじめ対策委員会を定期的開催し、取り組みが計画通りに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた基本方針や計画の見直し等を行う。
 学期の終了時には取り組み評価アンケートを実施・分析し取り組み状況の評価を行う。

